

ストライキに向けての流れ

はじめに：ドイツの労働裁判所の判決に、有名な一節があります。

「ストライキを背景としない団体交渉は、使用者への物乞いになってしまう。」

ストライキの歴史は日本国憲法より古く、世界中で認められています。日本では例えば「教員はストをやってはいけない」などと、当の教員自身が語ることがありますが、果たしてそうでしょうか？「自分や仲間が酷い扱いを受けても、沈黙する。」それって、結局は加担しているのと同じではないでしょうか？そして昨今、若者は教育や研究の道を志望しなくなりました。

私たちは自分たちのしていることが絶対的に正しいとは思っていませんが、でもあまりに酷い扱いがあった場合は、適正にストを構えるという道を選びました。

このたび、私たちは日本大学三島高校・日本大学・専修大学・東海大学で短時間のストをやりました。短時間としたのは、ストの負担を当事者にも学生生徒さんにも軽減することができることを示すためでした。●月●日から放送しているポッドキャストで、ストの手順や通告書について大学等教職員組合や東海大学教職員組合のHPで紹介しますと約束したので、簡単に手順をご案内します。

横浜地区労働組合協議会 議長

東海大学教職員組合 執行委員長

大学等教職員組合 書記長

佐々木信吾

【1】ストの流れ

(1) 団体交渉を経ていること。

団体交渉権も憲法28条で保障されていますが、日本では労働組合が団体交渉の当事者になります。法人化している必要はありませんが、(2)のスト権の確立が必要なので組合としての規約が必要となります。この団体交渉が不調になってはじめてストへの道が開けます。

(2) スト権の確立。

組合員全員の自由意志に基づく意思表示により、スト(同盟罷業)権を確立する必要があります。できる限り総会で投票したいです。これは一度やれば半永久的に有効、というわけではなく、その都度、「〇〇の要求で」と定義しなければなりません。

(3) スト通告書の送付。

ストはストレートに言えば使用者に「迷惑をかける」行為です。しかし、多くの場合は関係する人にも影響を与えるので、事前に時間

帯や内容について「ストライキ通告書」を書面で出さなければいけません。不意打ちはダメ、ということです。これは相手に、組合の要求を飲むことを促す時間でもあるので、私たちは最低でも1～2週間は前に通告するようにしています。参考の文面は[コチラ](#)。

(4) 報道と SNS。

最近では以前よりストの重要性が浸透してきて、世論が味方してくれるケースも増えてきました。是非、記者会見しましょう。

東京は厚労省の9階の記者会、他は県庁などの記者クラブに問い合わせれば手順を教えてください。東京は行政絡みの報道も視野に入れねばならないので簡単には記事や放送には至りません。逆に東京以外だったら、熱心に取材してもらえた経験が多いです。ネット記事なら、結局は全国に流れますからねらい目です。あと、スト当日の報道より、ストの予告に関する報道の方が量的に多い傾向があります。不思議ですが。

SNSでは名誉棄損やスラップの標的にならないよう、自分たちの主張からはみ出して使用者攻撃しないよう気を付ける必要があります。

(5) 当日について。

スト通告書にも関係しますが、当日の安全や、緊急で妥結するための連絡先を使用者と交換しておく必要があります。ストの際の集会については敷地内に入らせない使用者も多いのですが、関係者の安全は全員の利益です。交通の安全や、スペースの確保は綿密に計画すべきでしょう。私たちは必ず毎回、守衛さんにも挨拶して、敷地の範囲を確認し、道路占拠にもならないように注意しています。民事不介入なので、警察の許可等は必要ありません。もちろん、各方面に応援のお願いをしておくことも大事です。ストが(学生さんとか)誰かに影響を与える場合は、事前にビラや SNS で理解を求めておけば、運営は更にスムーズに運ぶでしょう。

(6) スト、その後。

ストの後は、できるだけ団体交渉もやりたいです。毎回、というわけではありませんが、一度ストをやっておくと、交渉の局面が良い方向に変わることもあります。また、行政へのスト報告を求められることもあります。この窓口がまちまちで、バラバラに来ることもあります。紙1枚程度の報告です。結局は厚労省に集約されるものなので、組合の人数以外はちゃんと答えるようにしています。

【2】ストとは何か。

ストは人数、時間、場所、目的など、労働組合が設定できるので、戦略上、非常に自由度が高いというのが何件かやってみての実感です。私たちは短時間ストをやって、ストのハードルを下げることにしましたが、それも組合内で議論して決めました。時期選びもストの効果を最大限引き上げるために大事でした。組合員さんにはストに参加しない自由も保証しました。

一方で、ストは組合側の団結も試されます。これはストで雇止め撤回を勝ち取った東海大組合の副執行委員長・河合紀子さんの明言ですが、本当にそうだと思います。ストは正当な権利なので身は守られますが、それは守ってくれる仲間がいてこそ実体化される安心です。そこに至るまで、日頃の信頼醸成が何より大事になります。

自由である。でも団結が必要。というのがストの本質かなと思います。

ご質問等あれば、私どもでよければ、組織に関係なくお答えしたいと思います。ご遠慮なくお問合せ下さい。

(以上)